

日本福祉大学における公的研究費の取扱い に係る不正行為防止に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、日本福祉大学（以下、「本学」という。）において研究活動にかかわるすべての者が、公的研究費の取扱いに係る不正行為（以下、「不正行為」という。）を防止することによって、信頼性に基ついた公正で自由な研究活動を行うことができるように、順守すべき事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「研究者等」とは、本学の教職員及び研究費又は本学の施設もしくは設備を利用して研究活動を行う全ての者をいう。

2 この規程において「部局」とは、本学の各学部、大学院の各研究科及び総合研究機構に属する研究所・研究センター、事務局をいう。

3 この規程において「公的研究費」とは、国又は国が所管する独立行政法人及び地方自治体等から交付される競争的研究費及びこれに準ずるものをいう。

4 この規程において不正行為とは、次に掲げる行為及びそれらに助力することをいう。

- (1) 架空の取引により大学に代金を支払わせ、業者等に預け金として管理させること。
- (2) 虚偽の申請に基づき申請と異なる物品費等を大学に支払わせること。
- (3) 虚偽の申請に基づき出張旅費等を大学に支払わせること。
- (4) 虚偽の申請に基づき研究補助員等の報酬等を大学に支払わせること。
- (5) 法令、本学の規程及びそれに準ずる確認事項又は当該研究費の使用に係る指針等に定められた以外の用途に使用すること。

(研究者等の責務)

第3条 研究者等は、不正行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究者等は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修を受講しなければならない。

3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、公的研究費に係る証憑書類や研究成果等の資料を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

(最高管理責任者)

第4条 大学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者

として「最高管理責任者」を置き、学長をもって充てる。

- 2 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。

(統括管理責任者)

第5条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として「統括管理責任者」を置き、研究領域を担当する副学長をもって充てる。

- 2 統括管理責任者は、基本方針に基づき機関全体の具体的な諸施策を策定・実施し、全体を統括する。

(研究倫理教育責任者)

第6条 大学全体の公的研究費の運営・管理に関するコンプライアンス教育の実施に責任と権限を持つ者として、研究倫理教育責任者を置き、総合研究機構長をもって充てる。

- 2 研究倫理教育推進責任者は、研究者等に対してコンプライアンスの推進に関する研修を定期的に企画・実施する。

(部局の長)

第7条 部局の長は、大学の全体方針に基づき、所管部局における公的研究費の運営・管理に関わるコンプライアンスの推進について、適切な措置を講じなければならない。

(公的研究費の取扱いに係る対応)

第8条 公的研究費に係る執行管理は、関係箇所及び当該研究者等が責任をもって行うものとし、その手続きは、「補助金等にかかわる予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)及びこれに基づく法令、本学の諸規程並びに交付された研究費等の使用の定めに基づくものとする。

(内部監査)

第9条 公的研究費の適正な運営・管理を徹底するため、関連諸機関と連携して内部監査を行い、実効性のあるモニタリング機能をはたすものとする。

- 2 内部監査は、別に定める「学校法人日本福祉大学内部監査規程」に基づき実施する。

(不正行為防止の推進体制)

第10条 公的研究費の取扱いに係る不正行為防止にあたっては、学長のもとにおかれた総合研究機構を所管機関として、関連諸機関との連携のもとで不正防止を推進するものとする。

(告発・相談等)

第11条 不正行為に関する告発・相談等があった場合は、「研究活動に関する公益通報時の取扱いに関する規程」に基づき対処する。

(規程の所管課室)

第12条 本規程の所管課室は、研究課とする。

(規程の改廃)

第13条 本規程は、大学評議会が審議し、学長が決定する。

附 則

- 1 本規程は、2007年10月1日から施行する。
- 2 本規程は、2009年4月1日から改正施行する。
- 3 本規程は、2015年4月1日から改正施行する。